

富士見台駅北部地区 まちづくり通信

平成31年1月発行
特別号-④

【発行】練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課



富士見台駅北部地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

このたび、富士見台駅北部地区にて、地区計画および新たな防火規制を決定いたしました。多くのみなさまのご協力を賜りまして、ありがとうございました。

引き続き、貫井・富士見台地区において、災害に強く、安全・安心で住みよいまちづくりの実現を目指してまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

本紙の 主な 内容

- 表 面：『地区計画』および『新たな防火規制』の原案説明会の開催結果
- 裏 面：地区計画の届出制度について、新たな防火規制について

『地区計画』および『新たな防火規制』の原案説明会の開催結果

開催日	開催場所	参加人数
平成30年7月6日（金）午後7時～	貫井福祉園	14名
平成30年7月7日（土）午前10時～		9名

主な質疑応答

- Q1：地区計画と密集事業の関係を教えてほしい。
A1：地区計画は建物の建て方のルールを決める計画であり、密集事業は土地の買収等により道路や公園を整備する事業のことです。
- Q2：地区計画によって、建替えが強制されることはあるのか。
A2：建替えを強制することはありません。
- Q3：四商通りの次の道路はいつ頃から事業着手になるのか。通常、道路整備には何年ぐらいかかるのか。
A3：四商通りの買収の進捗をみながら、次の道路の事業化を進めるため、現時点で事業着手の時期は決まっていません。また、同じ規模で道路を整備する場合、事業着手から完了まで概ね10～15年程度かかっています。



【説明会の様子】

地区計画の届出制度について

◆こんな時に届出が必要になります

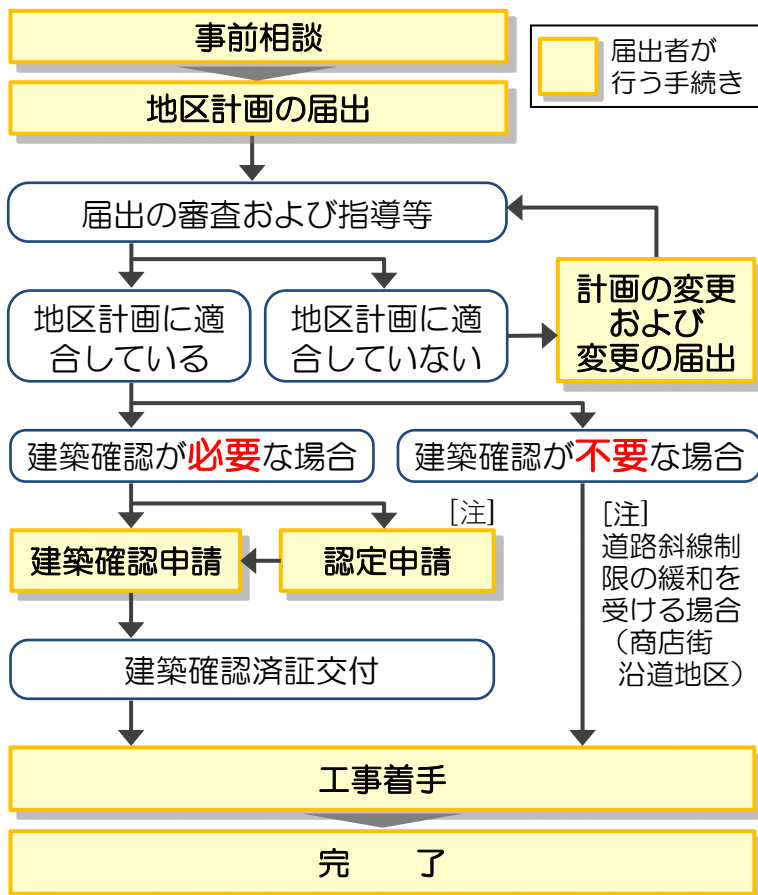
この地区計画の区域内で下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。「届出」は、工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。

なお、下の表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為

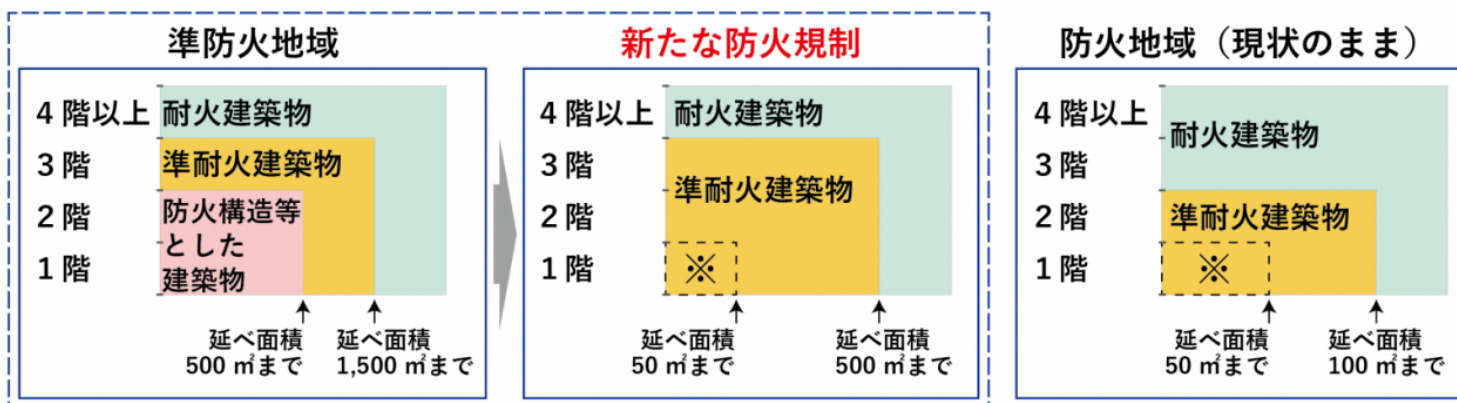
- (1) 土地の区画形質の変更
切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など（開発許可が必要な場合を除く）
- (2) 建築物の建築・工作物の建設
建築物の新築・増改築、広告塔などの工作物の建設、門・塀および擁壁の築造など
- (3) 建築物等の用途の変更
建築物等の使い途（用途）を変える
- (4) 建築物等の形態・色彩・意匠の変更
建築物等の色彩の変更、看板の設置および取替など

◆届出から工事着手まで



新たな防火規制について

新たな防火規制とは、地域の防火性を高めることを目的に、燃えにくい建物の建築を義務付ける規制のことで、主に、準防火地域内で建替え等を行う際に適用されます。また、新たな防火規制に関する適合についての確認は、建築確認申請の際に行われるため、特に届出等は必要ありません。



※延べ面積が50㎡以内の平屋建の付属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものならば建築可能です。

～貫井・富士見台地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています～

貫井・富士見台地区



<お問い合わせ先> 練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 貫井・富士見台地区担当
〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話: 03-5984-1429(直通)

FAX: 03-5984-1226

MAIL: TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp